

【事案の概要】

和歌山県紀美野町に所在する土地（山林）を所有する原告が、当該土地の宅地としての税額を支払い続けていたところ、地籍調査により課税地目が山林であるとの認定を受けたことから、昭和 50 年度（課税初年度）以降の納付税額の全額返還を求めて争った事案。

裁判所は原告の主張を全面的に認め、過誤払納税額相当の金員の損害賠償請求及び当該金員に係る遅延損害金の支払いを認めた。

【原告の主張】

- (1) 被告が現地調査を容易に行い得るにも関わらず、これを行わず、現況地目と異なる宅地として賦課決定し、課税し続けたことは職務上重大な過失があり、違法性を有するものである。
- (2) 本請求は、国家賠償法に基づく損害賠償請求であり、民法 724 条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）の適用を受けるのであって、地方税法第 18 条（地方税の消滅時効）の適用を受けるものではない。
- (3) 土地課税台帳の縦覧は非課税者の権利ではあるが、義務ではない。
- (4) 町の納税通知は集合税通知方式であり、その内容は「土地」と記載されているだけで、その地目等は明記されておらず、かつ、原告は町内には本件土地以外の物件を所有していないので、本件各賦課決定の税額を適正税額と信じて納税を続けてきた原告に過失はない。

【被告の主張】

- (1) 原告が被告に対して請求できるのは、地方税法第 18 条の 3 の規定により 5 年間である。
- (2) 町では遅くとも平成 9 年度から固定資産税の納税通知書に本件土地の現況地目を宅地と記載して通知している。
- (3) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧制度によって毎年 4 月 1 日から一定期間、納税者へ縦覧に供しているが、原告は何ら異議を述べなかった。

- (4) 原告は、隣接する町に平成 3 年から山林を所有しており、山林に課税される税額の程度から、本件土地の税額が宅地を前提とした水準であることを把握し得た。

【裁判所の判断】

原告の主張を全面的に認め、原告が町に対して支払った 302 万 9970 円及びこれに対する町長の各不法行為の後の日である昭和 61 年度分から平成 6 年度分までは各法定最終納期限の翌日から、平成 7 年度分以降はそれぞれ実際に納入した日から支払済みまで民法所定の年 5%の割合による遅延損害金を支払え。

以 上